

# 「コロナ困窮労働者給付金法案」（通称）について

## 趣旨

新型コロナウイルス感染症等の影響が長期化する中、いわゆる「ワーキングプア」の方への必要な支援が十分でない現状に鑑み、新型コロナウイルス感染症等の影響によって所得が減少した「ワーキングプア」の方の生活を支援する。

## 要件

市町村は、次のいずれにも該当する者として市町村が認める者に対し、その者の請求（申請）により特別給付金として、1世帯当たり10万円を支給する。

- (1) 新型コロナウイルス感染症等の影響により合計所得金額の減少があった者として政令で定める者
- (2) 令和2年又は令和3年の合計所得金額が、市町村民税が課されない者の収入の上限として政令で定める金額に2を乗じて得た金額から給与所得控除額に相当する金額を控除した金額以下である者

※単身世帯の給与所得者の住民税非課税限度額は、年収100万円であり、2倍に相当する額は、年収200万円となる。

## 対象世帯数

新型コロナウイルス感染症等の影響によって所得が減少した住民税非課税となる水準の2倍に相当する額の所得以下の者の世帯数は、約200万世帯である。

また、新型コロナウイルス感染症等の影響によって所得が減少した家計急変世帯<sup>\*</sup>は、約70万世帯であり、合計で約270万世帯と推計される。

この法案では、働いていない低年金高齢者や政府の「子育て世帯への臨時特別給付」（子ども1人当たり10万円相当）及び「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」を受けている者は対象外としている。

※審査方法は、政府の「子育て世帯生活支援特別給付金」や「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」を参考にした方法で行う。

## 必要予算

事業費は約2,700億円であり、事務費を含めると約2,780億円と試算される。本施策に関する経費については、令和3年度一般会計予算の予備費の残額を使用する。

※この法案では、コロナ前後で所得の変化していないワーキングプアの方や低年金受給者については対象としていない。仮に、それらの方々を対象とすると約1兆円の予算が必要となる。そのため、今回は、政府が対象としていないワーキングプアの方への支援の第一歩として、まずはコロナの影響により収入が減少した方々を対象とした次第である。